

介護施設内保育所運営費補助金

1 対象経費

介護施設内保育事業に必要な保育士等の人件費や委託料

2 補助基準

区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積
I 型	1 人以上	8 時間以上	2 人以上	月額 10,000 円 以上	児童 1 人 当たり 1.65 m ² 以上
II 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上		
III 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上		
IV 型	20 人以上	10 時間以上	7 人以上		
V 型	30 人以上	10 時間以上	10 人以上		

3 補助基準額

補助基本額（基本額－保育料収入相当額）×補助率

(1) 基本額

I 型	1 人×基準単価(180,800 円)×運営月数(12 月)=2,169,600 円
II 型	2 人×基準単価(180,800 円)×運営月数(12 月)=4,339,200 円
III 型	4 人×基準単価(180,800 円)×運営月数(12 月)=8,678,400 円
IV 型	5 人×基準単価(180,800 円)×運営月数(12 月)=10,848,000 円
V 型	6 人×基準単価(180,800 円)×運営月数(12 月)=13,017,600 円

(2) 保育料収入相当額

〈算定上の児童数〉

保育料収入相当額 ※保育料児童 1 人一律 24,000 円(月額)

I 型	1 人	I 型	24,000 円×12 月×1 人= 288,000 円
II 型	4 人	II 型	24,000 円×12 月×4 人=1,152,000 円
III 型	10 人	III 型	24,000 円×12 月×10 人=2,880,000 円
IV 型	14 人	IV 型	24,000 円×12 月×14 人=4,032,000 円
V 型	18 人	V 型	24,000 円×12 月×18 人=5,184,000 円

(3) 補助基本額（補助額ではない）

I 型	2,169,600 円－288,000 円=1,881,600 円
II 型	4,339,200 円－1,152,000 円=3,187,200 円
III 型	8,678,400 円－2,880,000 円=5,798,400 円
IV 型	10,848,000 円－4,032,000 円=6,816,000 円
V 型	13,017,600 円－5,184,000 円=7,833,600 円

4 補助率

補助基本額に対する 2／3 を補助

残り 1／3 は事業主負担

5 その他

(1) 申請者について

医療法人、社会福祉法人単位で提出

(2) 法人内の複数の施設（特養、老健等）が同一の保育施設を利用する場合

補助金申請書類をまとめて提出（内訳を作成）

(3) 児童数の算定方法について

①月に数回程度の利用の場合など、月当たりの児童数の算定方法

⇒別紙のとおり

②法人内の複数の施設が、同一の保育施設を利用している場合の対象児童数

⇒次の施設の職員の児童数のみを対象

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、ケアハウス及び養護老人ホーム

(4) 保育施設の設置場所について（次の場合は補助対象）

- ・介護施設内に設置
- ・介護施設と同一敷地内に設置
- ・介護施設の近隣に設置

(5) 他補助金との併給について

他補助金の補助対象となっている場合は対象外

(6) 非常勤の保育士の常勤換算方法について

非常勤の週当たり勤務時間の合計数÷常勤の週当たり勤務時間の合計数

（例）30時間÷40時間＝0.75人（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出）→0.8人

1 保育児童数について

- (1) 各月において職員と保育所との間に受託契約がなされており、かつ各月において 15 日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。なお、臨時に保育した児童については次の(2)による。
- (2) 臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、1 日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。

(1)、(2)に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が 4.0 人以上であれば 4 人未満の月があってもⅡ型とする。ただし、4 人未満が 6 ヶ月以上の場合はⅡ型の補助対象外（Ⅰ型で補助対象）とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

(例) ① 4 月～10 月までが 5 人、11 月～3 月までが 3 人の場合

$\{(5 \text{ 人} \times 7 \text{ ヶ月}) + (3 \text{ 人} \times 5 \text{ ヶ月}) \div 12 \text{ ヶ月}\} = \underline{4.16 \dots \text{人}}$ （小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出） → 4.2 人 →Ⅱ型

② 4 月～9 月までが 5 人、10 月～3 月までが 3 人の場合

$\{(5 \text{ 人} \times 6 \text{ ヶ月}) + (3 \text{ 人} \times \underline{6 \text{ ヶ月}}) \div 12 \text{ ヶ月}\} = \underline{4.00 \text{ 人}}$ →補助対象外
（Ⅰ型で対象）

【(2) の換算方法】

$$(\text{保育児童換算数}) = \frac{(\text{臨時に保育した児童の月間延保育日数})}{(\text{実際の月間延開所日数})}$$

(例) 1 日 8 時間、20 日開所した保育所において、

15 日間以上保育した児童 3 人

6 日間臨時に保育した児童 1 人

5 日間臨時に保育した児童 2 人 の場合

臨時に保育した児童を換算すると

$6 \text{ 日} \div 20 \text{ 日} = 0.3 \text{ 人}$

$5 \text{ 日} \div 20 \text{ 日} = 0.25 \text{ 人}$

【合計】 $3 \text{ 人} + 0.3 \text{ 人} + 0.25 \text{ 人} = \underline{3.55 \text{ 人}}$ （小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出） → 3.6 人